

議案第7号

つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例

つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例（平成19年つくばみらい市条例第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、つくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第31号。以下「特別職給与条例」という。）に規定する市長、副市長及び教育長の給料について特例を定めるものとする。

（市長の給料の特例）

第2条 市長の給料月額については、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に限り、特別職給与条例第3条の規定にかかわらず、同条により市長が受けるべき金額から8万円を減じて得た額とする。

（副市長の給料の特例）

第3条 副市長の給料月額については、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に限り、特別職給与条例第3条の規定にかかわらず、同条により副市長が受けるべき金額から7万2,000円を減じて得た額とする。

（教育長の給料の特例）

第4条 教育長の給料月額については、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に限り、特別職給与条例第3条の規定にかかわらず、同条により教育長が受けるべき金額から6万6,000円を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月27日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

市の財政状況を鑑み、安定した行財政運営の一助として、市長を始めとする常勤特別職の給料を減額するためこの条例案を提出するものです。

つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例(平成19年つくばみらい市条例第13号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、つくばみらい市特別職の職員で常勤のもの 給与及び旅費に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第31 号。以下「特別職給与条例」という。)に規定する市長、副市長 及び教育長の給料について特例を定めるものとする。</p> <p>(市長の給料の特例)</p> <p>第2条 市長の給料月額については、平成31年4月1日から平成32年3 月31日までの間に限り、特別職給与条例第3条の規定にかかわら ず、同条により市長が受けるべき金額から8万円を減じて得た額 とする。</p> <p>(副市長の給料の特例)</p> <p>第3条 副市長の給料月額については、平成31年4月1日から平成32 年3月31日までの間に限り、特別職給与条例第3条の規定にかかわ らず、同条により副市長が受けるべき金額から7万2,000円を減じ て得た額とする。</p> <p>(教育長の給料の特例)</p> <p>第4条 教育長の給料月額については、平成31年4月1日から平成32 年3月31日までの間に限り、特別職給与条例第3条の規定にかかわ らず、同条により教育長が受けるべき金額から6万6,000円を減じ</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、つくばみらい市特別職の職員で常勤のもの 給与及び旅費に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第31 号。以下「特別職給与条例」という。)に規定する市長及び副市 長の給料並びにつくばみらい市教育委員会教育長の給与、勤務時 間その他の勤務条件に関する条例(平成18年つくばみらい市条例 第33号。以下「教育長勤務条件条例」という。)に規定する教育 長の給料について特例を定めるものとする。</p> <p>(市長の給料の特例)</p> <p>第2条 市長の給料月額については、平成26年4月1日から平成26年5 月13日までの間に限り、特別職給与条例第3条の規定にかかわら ず、同条により市長が受けるべき額から当該額に100分の30を乗 じて得た額を減じた額とする。</p> <p>(副市長の給料の特例)</p> <p>第3条 副市長の給料月額については、平成26年4月1日から平成26 年5月13日までの間に限り、特別職給与条例第3条の規定にかかわ らず、同条により副市長が受けるべき額から当該額に100分の5 を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>(教育長の給料の特例)</p> <p>第4条 教育長の給料月額については、平成26年4月1日から平成26 年5月13日までの間に限り、教育長勤務条件条例第2条第2項の規 定にかかわらず、同項により教育長が受けるべき額から当該額に</p>

て得た額とする。

100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。